

黒石市教育委員会告示第14号

黒石市外の小学校在学児童に対する通級指導事務取扱要綱を次のとおり定める。

平成29年6月28日

黒石市教育委員会教育長 山内孝行

黒石市外の小学校在学児童に対する通級指導事務取扱要綱

黒石市市外他校通級実施要綱（平成6年黒石市教育委員会告示第2号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第140条及び第141条の規定に基づき、黒石市外の小学校に在学する児童に対し、通級による指導（以下「通級指導」という。）を行う場合の取扱いに関して必要な事項を定めるものとする。

（開始の申請）

第2条 黒石市外の教育委員会教育長（以下「市外教育長」という。）は、通級指導を行う黒石市立小学校（以下「通級指導校」という。）に児童を通わせようとするときは、通級による指導開始申請書（様式第1号）により黒石市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に申請するものとする。

（開始決定の手続）

第3条 教育長は、前条の申請があったときは、通級指導校の校長の意見を聴取した上で、通級指導の必要性について総合的に判断し、その結果を通級による指導決定通知書（様式第2号）により市外教育長及び通級指導校の校長に通知するものとする。

（指導の記録と情報提供）

第4条 通級指導校の校長は、青森県教育委員会が示す様式の例により、通級指導を受けている児童の指導状況等を記録しなければならない。

2 通級指導校の校長は、必要に応じて前項の記録を当該児童が在学する学校長に情報提供するものとする。

(保護者との情報交換)

第5条 通級指導校の校長は、通級指導をより効果的なものとするため、当該児童の保護者に必要な情報を提供し、意思疎通を図るものとする。

(終了の申請)

第6条 市外教育長は、当該児童の通級指導を終了させようとするときは、通級による指導終了申請書(様式第3号)により教育長に申請するものとする。転学、卒業等により通級指導を終了させる場合も同様とする。

(終了決定の手続)

第7条 教育長は、前条の申請があったときは、通級指導校の校長の意見を聴取した上で、通級指導の終了について総合的に判断し、その結果を通級による指導決定通知書(様式第2号)により市外教育長及び通級指導校の校長に通知するものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、黒石市外の小学校在学児童に対する通級指導を行う場合の取扱いに関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

黒石市教育委員会教育長 様

（市町村）教育委員会  
教育長 印

通級による指導開始申請書

通級による指導を行う黒石市立小学校に児童を通わせたいので、下記のとおり申請します。

記

通級指導実施校	黒石市立中郷小学校（教室名 通級指導教室）		
ふりがな		性別	
児童氏名			
生年月日	年 月 日	学年・組	第 学年 組
ふりがな		電話番号	（ ）
保護者氏名			
住所			
担任氏名			
児童の実態	調査報告書のとおり		



# 意見書

審議機関名 \_\_\_\_\_

※教育支援について審議する機関からの意見を記載してください。

第 年 月 日 号

様

黒石市教育委員会  
教育長

印

通級による指導決定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあった通級による指導 開始申請  
終了申請  
について、下記のとおり決定したので通知します。

記

在 学 校 名	小学校
学 年 ・ 組	第 学年 組
担 任 氏 名	
児 童 氏 名	
性 別	
決 定 内 容	承認する ・ 承認しない

第 年 月 日 号

黒石市教育委員会教育長 様

（市町村）教育委員会  
教育長 印

通級による指導終了申請書

通級による指導を終了したいので、下記のとおり申請します。

記

ふりがな		性別	
児童氏名			
障害種別	言語障害 自閉症 情緒障害 弱視 難聴 学習障害 ADHD 肢体不自由 病弱		
生年月日	年 月 日	学年	第 学年
ふりがな			
保護者氏名			
通級指導 実施校	黒石市立中郷小学校 （教室名 通級指導教室）		
終了事由			